

令和 2 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 2 年 1 1 月 5 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和2年11月5日(木曜日)
午後 2時00分 開会 午後 2時38分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 9名

委員長	安保友博	議員	副委員長	待鳥美光	議員
委員	猪原陽輔	議員	委員	熊谷二郎	議員
委員	富澤啓二	議員	委員	金井伸夫	議員
委員	松永靖恵	議員	委員	富澤勝広	議員
委員	齊藤克己	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会議務局長	喜古隆広	議事課長補佐	本間修
主査	高橋寛子		

◇本日の会議に付した案件

事務検査について

午後 2時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

議題に入ります前に、顧問弁護士について御報告いたします。

さきの特別委員会で協議いたしました法律上のアドバイザーとして、東京弁護士会所属、小林大祐弁護士と10月30日付で法律顧問契約を締結いたしました。

報告は以上です。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、事務検査についてとして、初めに、提出された要求資料について、次に、今後の委員会の進め方について、そして、次回の日程についてです。本日の流れについて異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは初めに、事務検査についてとして、提出された要求資料についてを議題とします。

前回の質疑などを踏まえまして、御意見をいただけたらと思います。

まず初めに、不存在と回答された文書、それから、裁判終了後に提出と回答された文書、それから、第三者委員会に提出した書類の順番で、それぞれ御意見をいただけたらと思います。

まず、不存在と回答された文書について御意見のある方、挙手をお願いします。

富澤委員。

○富澤勝広委員 不存在の文書が何点かあるわけですがけれども、職員等の聞き取り調査によって明らかになった部分が記録等で残っているのかなと思います。不存在という理由も前回の委員会の中では明らかにされていないので、不存在であるなら、その理由をはっきりすることが必要ではないかと思います。

また、この要求資料、委員会として地方自治法の第98条第1項に基づく執行機関に提出を求める書類の中には該当する書類を含み、メモ等を漏れなく提出するよう依頼済みである、そういうことから、もう一度精査をされて、漏れなく提出していただくのがいいのかなと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 金品、通帳等の保管に関する記録簿関係です。ここら辺もこの間のやり取りの中で存在しないということではあったんですが、これはもう一度確認をさせていただいて、それ以外、こういったものがあるのかということも含めて、どうして作成をしていなかったのか、そういったところも含めて、明確に何が存在して、何が不存在なのかということを確認させていただければと思っております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今来ている資料の中で、和光市の福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領というのが来ておりますけれども、それで確認したこととして、現金等一時保管管理簿というのが保存期間5年間ということで、それで不存在のものがあると思うんですね。ですので、5年以内に起こったことはこの管理簿として残っているはずだけれども、それ以前のは規程どおりに処理されていれば、ないと理解しました。金品、通帳等保管に関する記録簿も同じことだと。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 今の待鳥委員の意見ですけれども、要するに公的文書として書類上の保管年限5年を過ぎたものはないかもしれませんが、今回の不祥事を基に再度調査はしているはずなので、調査等のメモであるとか記録は必ずあるはずなので、それを提出していただければいいのかなと私思います。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 今の部分に関連してでございますが、前回の委員会において、不存在の理由を質問する場面があったと思いますが、そのときの答弁で、私の記憶では預り金の取扱いの規程というのはあるんですが、それに基づいて事務が執行されていなかったというような趣旨の答弁があったと思います。改めて確認させていただきたいと思います。恐らく、規程どおりにやられていたら記録自体はしていたはずなので、そもそもそれ自体がされていないという答弁があったと思います。されなかった理由については述べられていないので、そういったところも改めて明らかにしていただきたいと思います。

○安保友博委員長 不存在とされたものとしまして、職員に対する内部調査などもあると思うんですが、その点いかがでしょうか。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 これについて実際に不存在ということだけですので、その実情、状況、そもそも行っていなかったのか、また、どういった理由で不存在となったのか、そのことについて周辺の情報も含めて明らかにしていただきたいと思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 多分、現金のやり取りはその当時は残していないのが基本ではないかなと思うんですよ。事件性があったわけですから、職員の聞き取りをやりながら、いろいろこういうお金の動きがあって立件、ある程度の概要が分かって、市が告発したんだと思います。そうであれば、その間の記録というのが、事務的な文書ではなくてメモとか聞き取りの書類として残っているはずなので、それは開示してもらわないと、これ以上進んでいかないのかなと私は思います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今、富澤委員がおっしゃったように、実際に現金管理簿は当時あって、それにどういう記載がされていたかというのは、当時関わった職員に調査した結果で、その記録で

しか多分確認できない。現金管理簿自体は残っていないと思いますので、その調査で聞き取った内容を追加で要求していくのがいいと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 私も、この管理簿、現金の記録簿については、この間のやり取りでは明らかに通常の業務では管理すべき、記録すべきものがしていなかったというような答弁だったと記憶していますので、どうしてそうなったのか不存在という事由についてもう一度明確にしていただきたいのと、それ以外の当該事件の記録簿だけではなくて、ほかのものも不存在だというような答弁もいただいていますので、周辺の状況も含めて明らかにしていただかないと、不存在の事由にはならないのではないかと思います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 不存在につきましては、金品の記録簿ということで生活保護受給者に関する取扱要綱というものはあるのですが、取扱要綱というのは生活保護受給者に限定していたのではないかなと、タイトルがそういう限定をしているのでそういう状況であったのかなと思うのですが、生活保護受給者に関しての今回のお金のやり取りに関しても記録簿が残っていなかったということで、規程どおりやっていなかったんですが、それはあるんですけども、一方で、認知症夫婦のお金のやり取りに関して、これも記録簿にないわけで、これはそういう取扱規程でカバーしていなかったのではないかと、要求文書を読んだ限りでは私はそんな感触を持っています。こちら辺も今後実態を詰めていく必要があるのではないかなと思います。

○安保友博委員長 ほかに意見はございませんか。

[発言する者なし]

それでは、次に進みたいと思います。

裁判終了後に提出と回答された文書について、御意見のある方は、挙手をお願いいたします。
猪原委員。

○猪原陽輔委員 まず、裁判終了後に提出という、要求している文書につきましては、私たち、どんな文書が裁判に提出されたかというのがそもそも分からない、提示されておりませんので、まずそれを明らかにしていただきたいというのが1点で、その文書が刑事裁判に関する文書であるのか、あるいは民事裁判に関する文書なのか、その辺も文書ごとに明確に御提示いただければと思います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 公判終了後に提出というような回答があったかと思うのですが、実際、今、公判がかなり進んでいて、検察側の事実の立証というのは終了しているということですので、現状で開示されても、それほど公判の進行に影響があるとは考えられないので、公判の終了後という根拠がちょっと曖昧かなと思います。その点、今立証が済んでいるという時点で開示をしていただきたいという要求はしたいと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 同じで、どういうものを提出されたのか、リストの上で開示可能な文書というのが明確になってくると思いますので、どちらも並行して行われなければいけないと思うんですけれども、裁判の終了を待ってということではなくて、開示できるものは開示していただきたいとやはり要求したいと思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 私も同様です。委員会を立ち上げて、ここで審議する上で、調査内容が提出されたことによって裁判に影響するのかどうかというのが甚だ明快ではなかった。要するに裁判後に提出するという回答だけであって、提出することによって今後の公判にどれだけ影響するのかが定かではなかった。この委員会自体も守秘義務があるわけで、外にはその情報自体が漏れないというのが原則ですから、それを考えると、なぜ公判に影響を及ぼすのか、裁判の終了後に提出をしなければいけないのかというのが明確ではない。この委員会を進める上でも調査内容が分かる書類がないと、ここは進んでいかないというのが事実であって、市側が早急に提出する義務があるのではないかなと私は思います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 和光市の情報公開条例で、係争中の案件については不利益を被るおそれがあるというようなことで、情報公開の除外規定が設けられているので、恐らく行政のほうはこの規定を根拠にして、今回このような裁判終了後に提出ということやってきたのではないかと思うのですが、それが拡大解釈ではないかということで、今後議論を進めていく必要があるのではないかと思います。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 民事裁判に関係するものですが、こちらも関連文書に関して裁判中ということで不開示となっており、こちら辺のところも含めて、ある程度非開示とすることはやむを得ないと思いますが、裁判所に提出後であれば訴状ですとか、そういった書類については開示することもできるのではないかと考えておりますので、そこら辺についても全面的にはなくて、開示とすべき書類は開示としていただきたいと考えております。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 公判も大分進んできていますし、そして、こちらを閲覧する場所についても限定して、それで誰が閲覧しているとか、あるいはそういった点もきちんと入退室管理等をして、そして、関係以外の人たちに情報がいかないような、そういった手立てを踏んでの対応を委員会としてはしていく。そういう面では本当に、先ほど富澤委員が言われたように、不利になるような、公判をしていく上で問題になるようなことはないと考えてるので、開示していくように再度求めていくということをお願いしたいと思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 同様です。司法権においても検察権においても裁判内容についてその内容の適否を判断するような、重大に及ぼすような調査ではないと認識しますので、裁判終了後に提

出ということに関しては論理的整合性はないと判断しています。

○安保友博委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、次に進みます。

第三者委員会に提出した書類について、こちらにつきましては、前回の委員会終了後、11月2日に提出がある程度されているわけでありますけれども、それを踏まえた上で御意見をよろしくお願いいたします。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 まず、11月2日に提出されたということですが、これが第三者委員会に提出された書類の全てであるのかどうかは明確にしておかなければいけないと思っております。その上で、やはり該当する文書のリストを作成して、提出していただきたいと思っております。今、そここのところをまず明確にいただければと思っております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 今回、第三者委員会に提出した書類ということで御提示はいただきましたが、先ほど齊藤克己委員がおっしゃったように、それが全部であるかどうかという確認がまず必要というのは大前提でございますが、今回その書類が出てきたということで、前回の答弁から考慮いたしますと、第三者委員会の意見を聞いて、了承が得られたので提出されたということになっていると思うのですが、果たして、第三者委員会の了承が必要かどうかというところはやはりまだちょっと疑問が残っております。前回、私は、第三者委員会の意見を聞かなければ提出はできないことの法的根拠ということで尋ねましたら、そちらについては回答はされませんでしたので、やはりこの点、今後どうなるのかということをご希望いたします。今後もしほかに資料があるのであれば、その資料についても第三者委員会の了承を得なければならないのか、法的な根拠を示していただかないと、私はやはり了承できないという立場ですので、ぜひその辺をはっきりしていただきたいと思っております。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 今のお話なんですけれども、前回の委員会の中では提出した文書は第三者委員会に帰属するというお話があって、提出した文書が原本なのか、コピーなのかということにおいてもまた違ってくるのではないかなと私は思っています。要するにコピーで、原本が市側にあるのであれば、もともとの原本があるということはその文書を市が保有しているので、そのコピーが第三者委員会に帰属するということはあるかないかなという感じがいたします。その辺も明らかにしてほしいというのがあります。

提出した文書の、今回11月2日に頂いたものが第三者委員会に出した全ての書類かどうかというものはっきりしない部分があって、齊藤委員がおっしゃったように、第三者委員会に提出した全ての文書のリスト、そういうのも出していただいて、今回出していただいた書類との整合性も図っていく必要があるのかなという感じはします。何を出したか私たちは全く分からな

いわけですから、その辺もはっきりさせていただければありがたいと感じました。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 第三者委員会の意見を聞いてから資料を提出するという考え方につきましては、やはりこれも情報公開条例に除外事由があるように思われます。第三者委員会についての説明で、前回の行政側の説明で第三者委員会は独立機関だというようなことを発言されたと記憶しています。そうすると、第三者委員会は別の団体であって、そういった団体が審議中にもし情報開示したら、その審議に悪い影響を与えるおそれがあるというような除外事由がありますので、それを法的根拠にして、第三者委員会の意見を聞いてから開示するということになっているかと思えますので、これもやはりさっきの書類と同じように、この考えが現状からして拡大解釈じゃないかと思えますので、この考え方について今後議論していく必要があるのではないかと思います。

○安保友博委員長 ほかに御意見はありませんか。

[発言する者なし]

それでは、最後にそのほかとして、提出を要求する書類の全般について、何か御意見のある方がいらっしゃればお願いいたします。

松永委員。

○松永靖恵委員 今現在出されている書類を確認しながら感じたことなのですが、要求というか提出を求めた書類に関しても公益通報であれば、被害処理の申出というのは逮捕後と限定はしていないので、例えば、逮捕前にもあったこととかも全て出していただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○安保友博委員長 期間の限定はもともとしていないので、独自に判断して一部だけ出すのではなくて、該当するものを全て出すようにと、そういう趣旨ですね。

今回、写しという話も出てきていますけれども、原本についてどのように委員会として要求するかについて御意見がありましたら、その点もお願いします。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 正当な理由で原本が提出できない場合には、写しもやむを得ないだろうと思っておりますけれども、この場合もやはり必要に応じて原本自体の閲覧を求めたいということがありますので、ぜひそこについては要望させていただきたいと思っております。

また、原本による提出に時間がかかる場合は写しにて提出していただくということもやむを得ないだろうと思っておりますが、後日、原本を正確性を期すためにもやはり提出いただけるものは提出していただきたいと思えます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 現状、公判後に提出をするとされていたり、あるいは第三者委員会の判断に委ねるといった回答が前回あったりというような形で、開示されていない文書が結構あるのですが、その根拠として、例えば一旦提出したものは第三者委員会に帰属をするのでということも、

厳密に言えば公的な根拠はないわけですね。

それから、公判が終わってからでないとい提出できないということも、実際、事実の立証が終わっていると考えれば法的な根拠が明確にはないと考えられるので、前回のやり取りでもなかなか提出できない理由というのが第98条の権限の委員会ということで考えると、できないというような言葉もありましたけれども、その回答で納得がいかない部分が結構あるので、これで再要求をして、なおかつ開示できないということであれば、しっかりと説明というか、根拠を示していただきたいということは申し添えたいと思います。

○安保友博委員長 ほかに何かありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、今、数々の御意見をいただきましたので、それらを踏まえまして、改めて資料の再要求をしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、ただいまの内容を顧問弁護士に相談の上、再要求をしたいと思います。

次に進みます。

今後の委員会の進め方についてを議題といたします。

委員会の進め方について、御意見をいただければと思います。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 まず、全体的な進め方ですけれども、今回要求した資料の中で、今話があったとおり、不存在であったり、あるいは提出がなされていない書類等、特に不祥事の関係の刑事事件の関係などは書類が出てきていないわけで、これについては再要求をしているという時間的なものもありますので、後回しにして、今手元にあるものに関して、例えば公益通報に関する書類ですとか、平成21年度の地域介護・福祉空間整備等交付金の関係ですとか、そこら辺の事案について手をつけていくべきではないかと思っております。

○安保友博委員長 ただいま御意見をいただきました内容としまして、既に届いている資料としてそろっているものから随時やっていくというお話がありました。

さらに、委員会の進め方の中で、実際に資料についての説明を求めるかどうかなどについてもあると思いますが、その点いかがでしょうか。具体的には執行部に説明員の出席要求をするべきかどうか、この点について御意見をいただければと思います。

富澤委員。

○富澤勝広委員 やはり、提出した資料だけでは分からない部分があると思いますので、その中で疑問点とかが多分出ると思いますので、執行部に出席いただいて、その中のやり取りの中で解決していくのが一番ではないかなと私は思います。

○安保友博委員長 ほかに御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、今後の委員会の進め方として、具体的な事務の検査、検閲につきまして、まずは

届いているものから随時取り組んでいく。それから、その資料に関して確認したい事項などについては執行部に説明員の出席要求をするという方向で運営をしていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

次に、次回の日程についてを議題とします。

次回の日程について、御意見のある方はございませんか。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 提出された資料が広範にわたる内容ということで、読み込みをする時間というのが各委員の方々、それなりにお時間が必要かと思っておりますので、ある程度余裕を持った日程設定というのがよろしいのではないかと思います。

○安保友博委員長 今後のスケジュールを見た中で、11月24日火曜日は候補として挙げられるかと思いますが、この日程でいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、次回の日程につきましては、11月24日火曜日、午後2時30分から、第4回の調査特別委員会を開催したいと思います。

議題については、先ほどのお話として、事務の具体的な検査について具体的なものから挙げていくということで、要求した資料の中でいうと、2番の公益通報等に関する書類、3番の平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金関連書類、それから4番、平成26年度に介護保険特別会計で行った随意契約による委託契約の起案・契約書、支出負担行為、支出命令書、完了報告書という順番で進めていきたいと思っております。

また、説明員をお呼びする際にはこの資料の全般について質疑をしたいと思っておりますので、その点も含めて準備をいただきたいと思っております。

以上の議題としたいと思いますけれども、それに異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、そのようにいたします。

そのほかに何かございませんか。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 委員会としての資料の扱いについてでございます。今、資料については厳密に保管して管理をしているわけですが、委員会の中で資料の原本の持込みが必要なのかなと思っております。あるいは場合によっては一部コピーをしたりとか、そういったことも今後必要になってくるかと思っておりますので、その取扱いについては今後協議していただければと思っております。

○安保友博委員長 その点につきまして、具体的に言いますと資料原本を本委員会に持ち込むのか、また、それについて委員会資料としてコピーの配付をするのか、コピーをすれば、

それを回収するかしないのかということもあると思うのですが、その点について御意見をいただければと思います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 齊藤委員が提案されたことは、やはり議論の上では基となる情報元がないとなかなか困難な場合もあると思いますので、ぜひ委員会に持ち込めるようにしたいというのが1点と、あとは資料がたくさんあるものについてはコピーは難しいと思いますが、情報がある程度まとまっているものであれば、委員の方々にコピーを配付して、情報の気密性というのは保たれなければいけないので、会議終了後に回収という形でやっていくのがよいのではないかなと思います。

○安保友博委員長 ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、ほかに御意見がなければ、以上のように申合せとして、原本の持込みは本委員会にて行う、また、必要に応じてコピーの配付をし、そのコピーに関しては委員会後、回収するという形の申合せとしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

そのほかに何かございませんか。

〔発言する者なし〕

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 2時38分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博